

昭和二十一年法律第五十六号

大蔵省預金部等損失特別処理法

第一条 政府は、命令の定めるところにより、金融機関経理応急措置法に定める指定時（以下指定時といふ。）における預金部資金に属する運用資産を評価する。

第二条 前条の規定による評価により評価損を生じた場合において、評価益があるときは、政府は、先づ、その評価益を以て評価損を填補する。

第三条 前条によるもなほ評価損の残額があるときは、その残額に対し、政府は、大蔵省預金部特別会計の積立金（同会計の昭和二十年度の決算上生ずべき剰余を含む。以下同じ。）をその全額まで充當して評価損を填補する。

第四条 前条によるもなほ評価損の残額があるときは、政府は、一般会計から大蔵省預金部に、評価損の残額に相当する金額の範囲内において勅令で定める金額の補償金を繰り入れる。

指定時における預金部資金に属する運用資産につき、前項の規定により一般会計から大蔵省預金部に補償金を繰り入れた後において、第一条の規定による評価額に比し、価額の増加又は減少があつた場合において、当該額の増加額が減少額を超えるときは、政府は、その差額に相当する金額を、当該補償金の額まで財政融資資金から一般会計に繰り入れる。

金融機関再建整備法第三十三条第二項乃至第四項の規定は、第一項の規定により一般会計から大蔵省預金部に補償金を繰り入れる場合に、これを準用する。

金融機関再建整備法第三十三条第七項の規定は、第二項の規定により大蔵省預金部から一般会計に同項の差額に相当する金額を繰り入れる場合に、これを準用する。

政府は、第二項の規定による差額に相当する金額を同項の規定により財政融資資金から一般会計に繰り入れた後なおその残額があるときは、政令の定めるところにより、これを処分するものとする。

第五条 前条の規定による補償金の金額が、同条の評価損の残額より少ないときは、指定時における郵便貯金のうち命令で定めるものの債権は、その差額に相当する金額の範囲内において、勅令の定めるところにより、消滅する。

第六条 前五条の規定は、指定時における簡易生命保険及郵便年金特別会計法による積立金の運用資産の評価及びその評価損の処理並びに郵便年金の債権に関する措置について、これを準用する。この場合において第三条の規定により評価損の填補に充てるため使用さるべき積立金は、その総額から責任準備金及び支払準備金の額を控除した残額に相当する金額の積立金に限る。

第七条 指定時において現に存する大蔵省預金部特別会計の積立金は、大蔵省預金部特別会計法第四条第二項の規定にかかるらず、これを以て同会計の決算上の不足を補足することができない。

指定時において現に存する簡易生命保険及郵便年金特別会計法による積立金のうち、責任準備金及び支払準備金の額を控除した残額に相当する金額の積立金は、同法第七条第二項の規定にかかるらず、これを以て歳計の不足を補足することができない。

第八条 預金部預金の支払のため必要があるときは、政府は、大蔵省預金部特別会計の負担において、借入金をなすことができる。

附 則 抄

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

附 則 （昭和二十三年七月二一日法律第一八四号） 抄

第一条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則 （昭和三四年三月二六日法律第四三号） 抄

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年五月三一日法律第九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。